

[別紙]
様式1

事業報告書

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 津田眼科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎市八百屋町2番地1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成1年3月22日

(4) 設立登記年月日 平成1年3月27日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 社団 津田眼科医院	長崎市八百屋町2番地1	一般病床 7 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を [] 書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）
該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 2 月 22 日 令和 3 年度決算の決定

令和 4 年 2 月 22 日 役員選任

令和 4 年 2 月 22 日 令和 4 年度の借入金最高限度額決定

令和 4 年 2 月 22 日 理事長選任

令和 4 年 2 月 22 日 役員報酬額承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

法人名 医療法人 社団 津田眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市八百屋町 2 番地 1

貸 借 対 照 表

(令和 4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	9,306	I 流動負債	3,406
II 固定資産	33,956	II 固定負債	19,845
1 有形固定資産	13,418	負債合計	23,251
2 無形固定資産	18,847	純資産の部	
3 その他の資産	1,690	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	10,011
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	20,011
資産合計	43,263	負債・純資産合計	43,263

法人名 医療法人 社団 津田眼科医院

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 長崎市八百屋町 2 番地 1

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	34,222
2 事業費用	38,540
本来業務事業損失	4,318
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	4,318
II 事業外収益	2,672
III 事業外費用	381
経常損失	2,027
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,027
法人税等	71
当期純損失	2,098

様式 2

法人名 医療法人 社団 津田眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市八百屋町 2 番地 1

財 産 目 録

(令和 4年12月31日現在)

1. 資 産 額	43,263 千円
2. 負 債 額	23,251 千円
3. 純 資 産 額	20,011 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,306
B 固 定 資 産	33,956
C 資 産 合 計 (A+B)	43,263
D 負 債 合 計	23,251
E 純 資 産 (C-D)	20,011

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 津田眼科医院
理事長 津田 佳助 殿

私(注1)は、医療法人社団津田眼科医院の令和04会計年度(令和04年1月1日から令和04年12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 2月21日
医療法人 社団 津田眼科医院

監事 羽野 陽子

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。